

三重県津市森町2343番地
株式会社エコ・プランニング 殿

令和 元年 7月16日付けで許可申請のあった産業廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、次のとおり許可します。
なお、事業の運営にあたっては、下記留意事項に注意して行ってください。

令和 元年 9月27日

奈良県知事 荒井正吾



1. 事業の区分、取り扱う産業廃棄物の種類等

事業の範囲	事業の区分	積替え保管を含まない		
	取り扱う産業廃棄物の種類	汚泥（水銀含有ばいじん等を含む）、廃油、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を含む）、工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（石綿含有産業廃棄物を含む） ※水銀使用製品産業廃棄物を含む 以上11種類		
許可番号	02900061374	許可期限	令和 6年 7月29日	

留意事項

- 事業の範囲を変更しようとするときは、事前に連絡のうえ、指示を受けること。
- 許可を更新する場合は、許可期限までに更新許可申請を行うこと。
- 住所、氏名、役員、車両、車両保管場所等を変更したときは、10日（法人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に所定の手続きをすること。
- 事業場ごとに帳簿を備え、法に定められた事項について毎月末までに前月分を記載し、1年ごとに閉鎖し、その後5年間は保存すること。
- 運搬車両の保管場所は、
三重県津市森町2343、亀山市中庄町630
- 運搬車両は、
三重100さ3001、三重100さ9290、三重100は5858、三重46な9502、三重11な629、鈴鹿100さ1383、三重11ら5729、三重11ら6569、三重11ら6599、鈴鹿100は51、鈴鹿100は390、三重11ら4776、三重11ら5431、三重46は6771、三重100さ1722、三重100す3492、鈴鹿100さ116、鈴鹿100さ118、三重41ね4016、鈴鹿480あ7536、鈴鹿400さ2535、鈴鹿480い6968、鈴鹿400さ3808、鈴鹿400さ3809、鈴鹿400さ3950、鈴鹿100さ2001、鈴鹿100さ2002、三重100す2994、三重11ち3991、三重11ら6601、三重100は1665、鈴鹿100さ61、鈴鹿100さ62、鈴鹿100さ893、鈴鹿100さ972、鈴鹿100さ973、鈴鹿100さ974、鈴鹿100さ975、鈴鹿100さ1788、鈴鹿100さ1789、鈴鹿100は505、三重11ら1599、鈴鹿100は16、鈴鹿100は85、鈴鹿100は511、鈴鹿100は37、鈴鹿400さ5202、鈴鹿400さ5200、鈴鹿400さ5201、三重46ひ6520、鈴鹿400さ6325 以上51台

(教示)

- この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に環境大臣に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に奈良県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において奈良県を代表する者は、奈良県知事となります）。なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分について上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、その期間内であってもその裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 三重県津市森町2343番地

氏 名 株式会社エコ・プランニング
代表取締役 吉田 孔顕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 荒井 正 吾



許可の年月日 令和 元年 7月30日

許可の有効年月日 令和 6年 7月29日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え保管を含まない

取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥(水銀含有ばいじん等を含む)、廃油、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む)、工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(石綿含有産業廃棄物を含む)

※水銀使用製品産業廃棄物を含む 以上11種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新または変更の状況

平成26年 7月30日 新規許可、

令和 元年 7月30日 更新許可、

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有